

# 令和7年度脱炭素型ライフスタイル構築に向けたキャンペーン事業 業務委託仕様書（公募用）

## 1 適用範囲

本仕様書は、当該業務委託の企画提案募集にあたり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものであり、最終的な業務委託仕様書は、受託者決定後、協議の上、千葉県（以下「県」という。）が作成する。

## 2 委託事業名

脱炭素型ライフスタイル構築に向けたキャンペーン事業

## 3 事業の目的

世界の平均気温が2年連続で観測史上最高を記録し、日本においても、真夏日や猛暑日の増加、台風等の気象災害の激甚化といった様々な影響が確認されていることから、県としても、国全体のカーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化の推進といった、脱炭素型ライフスタイルへの転換がこれまで以上に必要となる。

そこで、地球温暖化への関心の低い若年層（20代、30代）を中心とした県民の意識改革と行動変容を促すようなキャンペーンを展開する。

## 4 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

## 5 執行限度額

16,060千円（消費税及び地方消費税込み）

## 6 通則

- (1) 契約締結後、速やかに県と打ち合わせを行い、本仕様書の内容を十分に理解し、業務実施体制図、業務実施行程表等を詳細に記した実施計画書を契約締結後2週間以内に提出すること。
- (2) 受託者は、委託内容及び業務の進め方について県と綿密に連絡を取り、かつ、十分に打合せを行った上で業務を実施すること。

## 7 委託事業内容

### (1) キャンペーン事業の企画・運営

本事業の趣旨を十分理解した上で、効果的なキャンペーン事業の展開が図れるよう、上記「3 事業の目的」を踏まえ、次の業務を行うものとする。

## ア キャンペーン期間

上記「3 事業の目的」に掲げる脱炭素型ライフスタイルへの転換を促すため、気温が上昇し、地球温暖化に対する関心が高まる夏場（6月～10月）に集中的にキャンペーンを展開すること。

ただし、期間を追加及び変更することでより高い効果が得られる提案ができる場合には、その理由とともに当該期間を提案するものとする。

## イ イベントの実施

県内事業者等（民間企業、スポーツチーム、大学を想定）と連携し、脱炭素型ライフスタイル転換の普及啓発及び機運醸成を図るためのイベント（以下当該イベントを「連携イベント」、連携した事業者等を「連携事業者等」という。）を企画・運営すること。

(ア) 上記アの期間に5回程度の連携イベントを実施すること。

(イ) 各連携イベントは原則として1日延べ200人程度が来訪するよう、企画・運営すること。

(ウ) 上記（ア）の連携イベントのうち一つについては、本事業の象徴的なイベントとなるよう、内容やスケジュール等を工夫すること。

(エ) 地球温暖化対策に積極的に取り組んでおり、かつ若年層（20代、30代）への訴求効果が高いと考えられる県内事業者等に対し、企画提案者自ら働きかけを行い、連携イベントを実施すること。

なお、県において既に連携している下表の県内事業者等との連携を希望する場合、県において調整等の協力を実施することも可能とする。

表 県において調整等の協力を実施することができる県内事業者等の一覧

千葉県トップ・プロスポーツ連絡協議会 構成クラブ (参考： <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/shousupo/shougai-sports/top-pro/renrakukyogikai.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/shousupo/shougai-sports/top-pro/renrakukyogikai.html</a> )
ちばコラボレーションシップ 登録事業者 (参考： <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/2022chibakoraboship.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/2022chibakoraboship.html</a> )
事業者の地域貢献に関するガイドラインに基づく包括協定締結企業 (参考： <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/guideline/index.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/guideline/index.html</a> )
千葉県立現代産業科学館（館内スペースにおいてイベント開催が可能※） ※令和7年7月14日（月）～8月31日（日）の期間を除く (参考： <a href="https://www.chiba-muse.or.jp/SCIENCE/event/calendar/">https://www.chiba-muse.or.jp/SCIENCE/event/calendar/</a> )
その他県内事業者等（県と協議の上、決定する。）

(オ) 連携事業者等の選定については事前に県の承認を得ること。また、連携事業者等の趣旨、目的等を十分に理解し、連携事業を効果的に実施できる県内事業者等を選定すること。

(カ) 連携イベントの実施に当たっては、連携事業者等の特色等を踏まえ、連携事業者等と協力し、多くの人に訴求できるなど効果的に脱炭素型ライフスタイル転換のPR、普及啓発等が図れるような実施内容を企画提案すること。

実施内容は以下の例に限らず、多様なメニュー・コンテンツとすること。

なお、連携事業については、複数の連携事業者等が合同で行うことも可能とする。

(実施内容の例)

- ・大規模商業施設でのイベント開催
- ・スポーツイベントや野外音楽フェスティバル周辺でのイベントブース出展
- ・著名人を起用したトークショー
- ・大学生が企画又は参加するイベントの開催
- ・連携事業者等から提供されるノベルティを景品としたクイズ、抽選会、ゲーム大会の開催
- ・テレビ、雑誌などの様々なメディアとのタイアップ

(キ) 上記(ア)～(カ)の連携イベントには、必ず下表のイベントを含めること、なお、当該イベントの実施については、連携事業者等との連携を必須とせず、また複数のイベントを同時に実施することも可能とする。

表 実施を必須とするイベントの一覧

イベント名	内容
「MINECOOLAFT CHIBA」を活用した普及啓発	県が令和6年度に開発したマインクラフトを活用した地球温暖化対策体験コンテンツ「MINECOOLAFT CHIBA」を活用した地球温暖化対策普及啓発イベントを開催する。 参考： <a href="https://chiba-decarboncraft.com/">https://chiba-decarboncraft.com/</a>
熱中症対策のセミナー開催	気候変動や熱中症対策の専門知識を有する者や子どもの認知度が高い著名人を起用した親子向けの熱中症対策セミナーを開催する。 (実施内容の例) ・自由研究の題材となるような実験等を交えたワークショップ ・プロスポーツチームの選手やスタッフによる熱中症予防講座 参考： <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/ontai/press/2024/ondanka-seminar-1.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/ontai/press/2024/ondanka-seminar-1.html</a>
「県民の日中央行事」へのブース出展 ( <u>出展料:無料</u> )	令和7年6月15日(日)に香取市佐原文化会館及び周辺施設での実施を予定している「県民の日中央行事」において、専用ブース(スペース:3m×3m程度)を出展し、脱炭素型ライフスタイル転換のPR、普及啓発等を実施する。 参考： <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/bunshin/b-shinkou/jigyou/geijutsusai/2023tyuuougyouji.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/bunshin/b-shinkou/jigyou/geijutsusai/2023tyuuougyouji.html</a>
「エコメッセ in ちば」へのブース出展 ( <u>出展料:有料</u> )	令和7年10月19日(日)に幕張メッセで開催予定の千葉県内最大規模の環境系イベントである「エコメッセ in ちば」において、専用ブースを出展し、脱炭素型ライフスタイル転換のPR、普及啓発等を実施する。 なお、ブースの規格や出展料等については以下の参考ページ(令和6年度 イベント情報)を確認すること。 参考： <a href="https://www.ecomesse.com/real-recruit2024">https://www.ecomesse.com/real-recruit2024</a>

## ウ 啓発資材等の制作・調達

上記イの連携イベントの来訪者数の増加や脱炭素型ライフスタイル転換を促進させるため、実施内容にあわせた啓発資材等を制作・調達（以下「制作等」という。）すること。なお、制作等の際は以下に留意すること。

- ・ 県が令和7年度に別途制作している地球温暖化対策に係るロゴマーク（県マスコットキャラクター「チーバくん」を起用したデザイン）が6月頃の完成を予定しているため、当該ロゴマーク完成後は、これを活用した啓発資材等を制作等すること。
- ・ 啓発資材は連携イベント来訪者への配布を前提とするものだけでなく、脱炭素型ライフスタイル提案のための展示物（例えば、再生可能エネルギーを活用したライフスタイル提案のために太陽光パネル及び蓄電池を展示する等）を制作等することも可能とする。
- ・ チラシやポスターを制作等する場合、地球環境に配慮し、デジタルサイネージ等の電子広告を積極的に活用し、印刷部数の低減を図ること。

## エ 写真・動画の撮影

イベントの様子や全体像がわかるように様々な時間帯や角度から撮影を行うこと。また、終了後、PR用の広報素材としても使用するため、これらの用途としても活用できるもの（写っている方から了承を得る等）を県に提供すること。

## オ 効果測定

キャンペーンの実施に当たっては、本事業の効果測定が行えるよう KPI 等を設定し、実施後に報告を行うこと。また、各イベントにてアンケートを実施し、イベントが終了するごとに速やかにアンケートの回収等の効果検証を行い、イベント終了後2週間以内に報告すること。

## カ その他

- ・ 各イベント等において、県が実施する地球温暖化対策に係るチラシやパンフレットの配布やポスターの掲示を県から求められた場合、必要なスペースや什器を用意すること。
- ・ 県が報道発表等を行う際には、使用する写真、画像等を提供すること。

## キ 特記事項

(ア) 不慮の事故発生に対する準備を怠らないと共に、以下に挙げる事項を含む保険に加入すること。

- ・ 会場施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備、もしくは運営上のミス等により、来場者など第三者の身体を害し、または財物に損害を与えたことにより県が負担する法律上の賠償損害に対する保険
- ・ 来場者が会場内でケガをした場合発生する損害に対する保険
- ・ 火災、盗難、破損、運送中の事故等によって、イベント用機材、電気自動車をはじめ県からの提供物品等について生じた損害に対する保険
- ・ その他、受託者の瑕疵によって発生した損害について賠償すること。

- (イ) 緊急を要する苦情対応、事件、事故などが発生した場合には、直ちに県へ報告し、県と協力して対応すること。
- (ウ) 非常時には、来場者の安全確保・避難誘導に万全を期すこと。緊急時の対応についても運営体制の中に位置づけ、悪天候や地震等による中止等、不測の事態が生じたときでも、速やかに対応できる体制をとること。
- (エ) イベントの実施に当たっては、円滑な運営に足るだけの設営・撤去スタッフ、技術（音響・照明等）スタッフ、運営スタッフを手配すること。
- (オ) 受託者は、設営物品の盗難防止や設営機材の安全確保の必要性から、イベント会場に警備員を配置すること。なお、警備員の配置等の詳細については、出展イベントの主催団体やイベントスペース管理者と調整の上で決定する。

## ク 留意事項

上記イの連携イベントの企画・運営に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (ア) 常時速やかに連絡・調整が可能な事務局を設置し、業務を円滑に遂行すること。
- (イ) 無理のないスケジュールを立案すること。また、適切な進行管理を行い、期限を遵守するとともに、確実に業務を執行すること。なお、やむを得ない事情により、計画を変更する場合は、県と事前に協議を行うこと。
- (ウ) 受託者の有する関連業者等との協力体制（ネットワーク）を最大限活用し、費用対効果の高い内容とすること。
- (エ) 本事業の認知度向上、連携イベントにおける集客を効果的に行うため、必要に応じてイベント等の開催期間前に広報等を実施すること。広報等の具体的な内容・手法等は、県と協議の上決定し、広報物を作成すること。
- (オ) 事業の効果を高めるため、県と受託者との協議により、イベントの規模や内容から、県職員のみでのイベント当日の運営が適切と判断した場合には、受託者は広報及び啓発資材の用意等の対応を取ることとする。
- (カ) 連携イベントの時期・場所・来場者層を考慮し、各連携イベントで重点的にPRする内容を県と協議の上決定すること。また、イベント全体を通じて脱炭素型ライフスタイルへの転換の意義やメリットを効果的にPRすること。
- (キ) 県が用意することにより無償で利用が可能となるイベント会場以外の会場確保及び賃借料については、受託者が負担すること。
- (ク) 事業の実施に当たり、官公庁等との調整が必要な場合は、県と連携し、連絡調整や文書発出等の事務を行うこと。
- (ケ) 印刷物等を制作する場合は、デザインについて2案以上提示し、県の承認を得ること。また、校正を最低3回行うこと。

## (2) 脱炭素ポータルサイトの広告展開

### ア 広告展開

県が令和7年度に構築予定の「脱炭素ポータルサイト」（県が発信している地球温暖化対策に関する情報を一元化したWebサイト）の開設を県民に広く

周知するため、当該サイトのトップページをランディングページとした上で、以下のインターネット広告を展開すること。

なお、より費用対効果の高い広告手法の提案があった場合は、当該提案の広告に変更することも可能とする。

- ・Yahoo!ディスプレイネットワーク広告の配信（バナー広告）
- ・Google ディスプレイネットワーク広告の配信（バナー広告）

#### イ 期間

「脱炭素ポータルサイト」完成後（11月を予定）、翌月の1日を起算日として2か月間、広告を展開すること。

なお、広告展開の準備に時間を要する場合は、翌々月の1日を起算日とすることも可能とする。

#### ウ 目標及び予算

上記アの合計クリック数が月平均3,000クリック以上となるよう、上記「5 執行限度額」のうち4,000千円を上限として県と受託者との協議により予算額を決定する。

#### エ 広告資材の制作

上記アの広告を展開するために必要な広告資材を制作すること。なお、当該広告資材のデザインは2案以上提示し、県の承認を得ること。また、校正を最低3回行うこと。

#### オ その他

- ・効果分析レポート（クリック数、クリック率、コスト、表示回数などを記載）を毎月末締めで翌月15日までに県に提出した上で、実施状況や今後の実施方針などについて説明すること。  
なお、目標クリック数を達成しなかった場合は、報告時に必ずその理由について説明の上、今後の改善策について検討し、併せて説明を行うこと。
- ・アカウントを新規に開設し、管理画面を共有できるよう閲覧用ID情報を発注者に提供すること。
- ・広告においては可能な限り地域ターゲティング（千葉県内を対象とした配信）を設定すること。その他のターゲティング設定については県との協議の上対応すること。

## 8 成果品等

### (1) 成果品

各業務終了後、速やかに以下の成果品を納品すること。

- ・報告書 1部
- ・本委託業務により作成した啓発資材等 一式
- ・上記の電子データ（報告書・ポスター等の作成データ） 一式
- ・当該事業において取得・撮影・作成した写真及び動画 一式

## (2) 実績報告書

全ての業務が完了したら、その内容及び成果等について実績報告書を作成し、令和8年3月19日（木）までに提出すること。

なお、報告書の仕様及び体裁は任意とするが、県における今後の施策立案に活用できるよう、内容及び提供方法を工夫すること。

また、本業務において作成した資料等について、電子データ（Microsoft Word、Excel、Power Point、PDF、写真など）で併せて提出すること。

## (3) 納品先

上記（1）（2）の納品先は以下のとおりとする。

千葉県環境生活部温暖化対策推進課

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1 県庁本庁舎3階

## 9 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利並びにその他の知的財産権は、全て県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 成果品について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、県及び県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (3) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (4) 県は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、県の了解のもとに成果品を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行にあたり受託者が独自に作成した著作物についても成果品として県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(5)の規定を準用する。

## 10 その他留意事項

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を遵守して実施すること。
- (2) 原則として、本事業の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先や再委託内容、再委託理由を明記し、書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (3) 本事業で知り得た情報を適切に管理するため、「データ保護及び管理に関する特記仕様書」に記載する事項について遵守すること。
- (4) 本事業を通じて取得した全ての個人情報の取扱いについて、受託者は「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。また、本事業によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を本業務の目的以外に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 本業務のため受託者が関係者へ電子メール等により連絡を行う場合は、誤送信及び他者への情報漏洩を防ぐため、以下の対策を実施すること。
- ・宛先に誤りがないか等をよく確認する。
  - ・添付ファイルにはパスワード設定を行い、複数の者に送信する場合はBCCを活用する。
  - ・作業時には担当者間で二重確認等を行う。
- (6) 関係法規を遵守し、法令の趣旨に則って業務を実施すること。
- (7) 本事業の実施に伴い、第三者に与えた損害は、県の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。